

(平成 2年 4月 1日適用)  
(平成12年 4月 1日改正)  
(平成12年 5月 1日改正)  
(平成18年 5月 1日改正)  
(平成19年 4月 1日改正)  
(平成24年 4月 1日改正)  
(平成26年 4月 1日改正)  
(令和 元年 9月30日改正)  
(令和 5年 6月29日改正)

## 指名競争入札心得

### 四 條 畷 市

(目的)

第1条 この心得は、四條畷市が行う指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、四條畷市財務規則、契約書案の各条項及びその他法令並びにこの心得、指名競争入札通知書、説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約の締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

(1) 成年非後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 入札日において氏名を取り消されている者又は停止されているもの

(3) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者

(4) 指定日時に、当該入札に係る説明等に参加しなかった者

(5) 指定日時に、当該入札に係る指名競争入札通知書等を受領しなかった者

(6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなしたもの

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を会計管理者に納付しなければならない。ただし、四條畷市財務規則第90条の規定により入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

(入札)

第5条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、封かんして指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札執行回数は、3回を限度とする。ただし、予定価格等を事前公表した場合は1回を限度とする。

3 入札保証金を納付する必要がある者は、入札開始30分前までに会計管理者に入札保証金を納付し、入札保証金納付済書を入札執行担当職員に呈示しなければならない。

- 4 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 5 第1項の規定については、郵送を認めない。
- 6 入札参加者は、内訳書の提出が必要な入札に際して、入札価格の根拠となる内訳書を、入札書と同時に提出しなければならない。

(入札の辞退)

第5条の2 入札参加者として指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。

- 2 入札参加者として指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を入札執行担当職員等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

- (2) 入札執行中であっても、入札辞退届を入札執行担当職員に直接提出し、又はその旨を明記した入札書を投函させるものとする。

- (3) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札参加者としての指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条の3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第5条の4 入札参加者は、私的独占及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の停止等)

第6条 入札参加者が不正の利益を得るために連合し、若しくは公正な価格の成立を害し、又は不穏当な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取りやめることがある。

- 2 天災等、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取りやめることがある。

(開札)

第7条 開札は、入札の場所において、入札の終了後ただちに、入札参加者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で入札参加者に知らせる。

- 2 入札執行回数は3回を限度とする。ただし、予定価格等を事前公表した場合は1回を限度とする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金に対応する制限額を超えた価格の入札
- (4) 連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (5) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (6) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (7) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (8) 内訳書の提出が必要な入札において、入札時に内訳書を提出しない者がした入札

- (9) 入札時において、提出された内訳書の価格と入札価格が同一でない入札
- (10) 内訳書の記載事項に誤りがある入札
- (11) 金額を訂正した入札
- (12) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札
- (13) 記名押印を欠く入札
- (14) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、提示した条件に違反して入札した者の入札  
(失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格の入札
- (2) 予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超えた価格の入札
- (3) 再度の入札をしたとき、前回の最低入札価格以上の価格でした入札
- (4) 当該入札に係る辞退届もなく、入札執行日時までに参加しない者  
(落札者の決定)

第10条 入札をした者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額(契約希望金額)が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。  
(再度の入札)

第11条 予定価格を事後公表とした入札の場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。この場合において、再度の入札は、原則として2回以内とする。

2 前項の規定による再度の入札をするときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 第8条第1号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第8条第15号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者
- (3) 第9条の規定により失格とされた入札をした者  
(くじによる落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札者に関係のない職員にくじを引かせるものとする。  
(契約保証金)

第13条 落札者は、契約の締結に当たっては、会計管理者に契約保証金を納付しなければならない。ただし、四條畷市財務規則第104条第1号又は第2号の規定により契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。  
(契約書の提出)

第14条 落札者は、契約書に記名押印し、又は電子契約書(契約内容を記録した電子文書をいう。)に電子契約システム(電気通信回線を通じて接続されている電子計算機を利用して契約を締結するためのシステムをいう。)を用いて電子署名を行い、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約担当職員に提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失うことがある。

(違約金の徴収)

第15条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を

違約金として徴収する。ただし、第4条に規定する入札保証金の納付又は担保の提供があるときは、入札保証金を充当する。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第16条 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年四條畷市条例第339号)第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を経たとき契約が成立する。

2 仮契約を締結した相手方が仮契約期間中に本市の建設工事等指名停止要綱に抵触する行為があったときは、当該契約を解除するときがある。

3 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本市は、一切の責を負わないものとする。

(異議申し立て)

第17条 入札参加者は、入札を行った後、この心得、仕様書、設計書、図面、説明事項等及び契約書案について不明又は錯誤等を利用として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第18条 入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。